

# 高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱の改正概要

(H26.11.25 改正)

## 1. 補助の条件の見直し

知事が特別な事情によりやむを得ないと認める場合は変更承認申請を不要とする旨の規定を追加

## 2. 消費税の引上げに伴う補助対象限度額の見直しについて

平成 26 年 4 月 1 日の消費税及び地方消費税の引上げに伴い、下表のとおり補助対象限度額を引き上げ

### ▼補助対象限度額新旧対照表

	耐震診断	耐震改修設計	耐震改修工事	緊急支援	ブロック塀	老朽住宅等除却
改正前	30,000 円	200,000 円	600,000 円	300,000 円	200,000 円	1,600,000 円
改正後	30,800 円	205,000 円	617,000 円	308,000 円	205,000 円	1,645,000 円

※共同住宅等に関しては要綱の別表をご参照ください。

## 3. 解体工事業者の追加

・コンクリートブロック塀耐震対策事業及び老朽住宅等除却事業について、所有者が工事を依頼できる業者に解体工事業者を追加

・老朽住宅等除却事業について、鉄筋コンクリート造及びコンクリートブロック造等の住宅等についての老朽度を判定する測定基準表を追加

## 4. 9月補正予算に伴う事業の追加

住宅耐震対策市町村緊急支援事業を追加

(注) 1～3は平成26年4月1日から適用。4は平成26年11月25日から適用となります。